

○飯塚市平成30年7月豪雨に係る災害援護資金貸付利子補給金交付要
綱

平成30年8月2日
飯塚市告示第212号

(趣旨)

第1条 平成30年7月5日から同月6日にかけての集中豪雨災害に係る被災者の負担軽減を図り、その生活の再建及び安定に寄与するため、同災害に係る災害援護資金(飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年飯塚市条例第120号)第12条第1項の災害援護資金をいう。以下同じ。)の貸付けを受けた被災者(以下「借受人」という。)に対して利子補給を行うものとし、利子補給金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給の対象)

第2条 利子補給は、災害援護資金の償還に係る利子(違約金に係る利子を除く。)について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支払期日後に支払われた場合の利子については、利子補給の対象としない。

(利子補給の率)

第3条 利子補給の率は、借受人の世帯が平成30年度市県民税の所得割の課税されていない世帯である場合は、支払われた利子の10分の10とし、それ以外の世帯である場合は、支払われた利子の6分の5とする。

(交付申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利子補給金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金交付申請書の提出期限は、支払期日の翌日から起算して3月を経過する日までとする。

(交付決定)

第5条 市長は、利子補給金の交付の可否を決定したときは、利子補給金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者 貸付番号
住所
氏名 印
(電話 ー)

利子補給金交付申請書

このことについて、飯塚市平成30年7月豪雨に係る災害援護資金貸付利子補給金交付要綱第4条の規定に基づき災害援護資金貸付利子補給金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円
(総償還額 円 うち利子相当額 円)

2 申請者 貸付番号

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

利子補給金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のありました災害援護資金貸付利子補給金の
交付申請については、下記のとおり決定します。

記

交付の可否 可 ・ 否

交付可の場合の決定内容

・ 交付決定額 円

・ 利子補給対象者 貸付番号
住所
氏名

交付否の場合の理由

[]